

## ●規程改正案の概要

要 旨	<p>地方独立行政法人会計基準の改訂に伴い、山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部が改正されたため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>1 改正の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年8月、地方独立行政法人の業務の成果をよりの確に情報提供する必要があること等を踏まえ、「地方独立行政法人会計基準」が改訂され、財務諸表の体系が整備された。</li> <li>○ これに伴い、地方独立行政法人法に基づき、当機構が事業年度終了時に設立団体に提出する書類の内容を定めた「山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則」（以下「県規則」）が改正された。（令和5年3月30日公布・施行）</li> <li>○ 県規則の改正に合わせ、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程」（以下会計規程）第50条で定める、事業年度終了時に作成する書類の内容についても所要の改正を行う必要がある。</li> </ul> <p>2 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計規程第50条に以下の変更を加える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政サービス実施コスト計算書」の削除</li> <li>・「行政コスト計算書」の追加</li> <li>・「純資産変動計算書」の追加</li> </ul> </li> </ul> <p>※「行政サービス実施コスト計算書」とは 「地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト」である行政サービス実施コストを計算するための書類。損益計算書上の費用から医業収益等の自己収入を控除。</p> <p>※「行政コスト計算書」とは 地方独立行政法人におけるサービス提供に要した全てのコストを算出するための書類。損益計算上の費用に、損益計算に含まない財産的基礎の減少を加算。</p> <p>※「純資産変動計算書」とは 資本金の増減等、損益計算書に反映されない純資産の前年度末からの変動額。</p>
施行期日	<p>令和5年6月26日から施行する。ただし、改正後の第50条の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表等について適用する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程 新旧対照表 (令和5年6月26日施行分)

新	旧
<p>(財務諸表等の作成)                      第50条 理事長は、毎事業年度終了後、決算のための整理を行った後、次に掲げる書類(以下「財務諸表」という。)を作成するものとする。                      一 貸借対照表                      二 損益計算書                      三 純資産変動計算書                      四 キャッシュ・フロー計算書                      五 利益の処分又は損失の処理に関する書類                      六 行政コスト計算書                      七 附属明細書                      2 理事長は、決算にあわせて法人の決算報告書を作成するものとする。                      3 理事長は、財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)を理事会の議を経て決定するものとする。                      4 理事長は、前項の規定により決定した財務諸表等について、監事の監査及び会計監査人の監査を受けなければならない。                      5 理事長は、財務諸表等に監事及び会計監査人の意見を付し、毎年6月30日までに山梨県知事に提出しなければならない。</p>	<p>(財務諸表等の作成)                      第50条 理事長は、毎事業年度終了後、決算のための整理を行った後、次に掲げる書類(以下「財務諸表」という。)を作成するものとする。                      一 貸借対照表                      二 損益計算書                      三 キャッシュ・フロー計算書                      四 利益の処分又は損失の処理に関する書類                      五 行政サービス実施コスト計算書                      六 附属明細書                      一 _____                      2 理事長は、決算にあわせて法人の決算報告書を作成するものとする。                      3 理事長は、財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)を理事会の議を経て決定するものとする。                      4 理事長は、前項の規定により決定した財務諸表等について、監事の監査及び会計監査人の監査を受けなければならない。                      5 理事長は、財務諸表等に監事及び会計監査人の意見を付し、毎年6月30日までに山梨県知事に提出しなければならない。</p>

行管第3588号  
令和5年3月30日

県民生活部私学・科学振興課長 }  
福祉保健部医務課長 } 殿

総務部行政経営管理課長

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する  
規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

このことについて、令和5年3月30日に公布し、別添新旧対照表のとおり、公布日から  
施行しますので、事務の取扱いに当たり御留意ください。

行政経営管理課  
行政経営担当 志村  
(内2373)

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則  
新旧対照表

新	旧
<p>(財務諸表)</p> <p>第十一条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人法施行規則 平成十六年総務省令第五十一号) 第三条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人 第十三条第二号において 公立大学法人」という。) にあつては、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書) とする。</p> <p>事業報告書の作成)</p> <p>第十二条 法第三十四条第二項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 法人の目的及び業務内容</p> <p>二 法人の位置付け及び役割</p> <p>三 中期目標の概要</p> <p>四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略</p> <p>五 中期計画及び年度計画の概要</p> <p>六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉</p> <p>七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策</p> <p>八 業績の適正な評価に資する情報</p> <p>九 業務の成果及び当該業務に要した資源</p> <p>十 予算及び決算の概要</p> <p>十一 財務諸表の要約</p> <p>十二 財政状態、運営状況又は経営成績及びキャッシュ・フロー</p>	<p>(財務諸表)</p> <p>第十一条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人法施行規則 平成十六年総務省令第五十一号) 第三条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準に定める</p> <p>・ フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書 キャッシュ</p> <p>とする。</p> <p>事業報告書の作成)</p> <p>第十二条 法第三十四条第二項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 法人に関する基礎的な情報</p> <p>イ 目的 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人 (三及び次条第二号において 公立大学法人」という。) にあつては、目標)、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要</p> <p>ロ 事務所 従たる事務所を含む。) の所在地</p> <p>ハ 資本金の額 前事業年度末からの増減を含む。)</p> <p>ニ 在学する学生の数 公立大学法人の場合に限る。)</p> <p>ホ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴</p> <p>ヘ 常勤職員の数 前事業年度末からの増減を含む。)</p> <p>ト 均年齢並びに法人への出向者の数</p> <p>ト 非常勤職員の数</p>

の状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 法人に関する基礎的な情報

二 財務諸表の要約

三 財務情報

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

五 その他事業に関する事項

号)第七十六条第二項に規定する」に、「同条例第二十条第一項又は第二項」を「同法第八十二条各項」に改め、同号に次のように加える。

ハ 山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例(令和四年山梨県条例第五十七号)第十八条第二項に規定する開示請求があつたもの 同条例第二十四条各項の決定の日の翌日から起算して一年間

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十二年山梨県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「に定める」の下に「行政コスト計算書、純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を「(法第六十八条第一項に規定する公立大学法人(第十三条第二号において「公立大学法人」という。)にあつては、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書)」に改める。

第十二条各号を次のように改める。

- 一 法人の目的及び業務内容
- 二 法人の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態、運営状況又は経営成績及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 法人に関する基礎的な情報

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第十一条及び第十二条の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

山梨県規則第十号

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年山梨県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付の方法等)

第四条 情報通信技術利用条例第三条第五項前段の規則で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に手数料の納付を委託して納付する方法とする。

2 情報通信技術利用条例第三条第五項後段の規則で定める期限は、納入の通知が手数料を納付しようとする者に到達した日から七日を経過する日とする。ただし、同項前段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定による手数料の納付が困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

# 地方独立行政法人会計基準の 改訂等の概要について

令和4年9月

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室

# 「純資産変動計算書の創設」の概要

## 1. 概要

一会計期間に属する法人の純資産の変動のうち、行政コスト計算書及び損益計算書及び純資産変動計算書に反映されない項目(ex:不要財産に係る出資等団体納付)が存在すること等を踏まえ、「純資産変動計算書」を作成することとしたもの。

## 2. 地方独立行政法人会計基準等の改訂

- ・ 「純資産変動計算書」を創設する。  
(一般型会計基準第67)  
(公営企業型会計基準第64)
- ・ 「純資産変動計算書」の具体的内容等に係る記載を追加する。  
(一般型会計基準第40・45・66・99～100)  
(公営企業型会計基準第40・44・63・96～97)
- ・ 適用時期については、令和4事業年度からとする。



# 「行政コスト計算書の創設」の概要

## 1. 概要

従来の「行政サービス実施コスト計算書」は廃止し、当該法人のフルコスト情報の提供源として、「行政コスト計算書」を作成することとしたもの。

## 2. 地方独立行政法人会計基準等の改訂

- ・ 「行政サービス実施コスト計算書」は廃止し、「行政コスト計算書」を創設する。  
（一般型会計基準第58～60）  
（公営企業型会計基準第73～第75）
- ・ 「行政コスト計算書」の創設に伴い、「行政サービス実施コスト」の定義等に係る記載を削除し、「行政コスト」に係る記載を追加する。  
（一般型会計基準第20・43・23・24（改訂前））  
（公営企業型会計基準第24・47・23・24（改訂前））
- ・ 適用時期については、令和4事業年度からとする。

### 【公立大学法人】

国立大学法人等会計基準に合わせ、フルコスト情報の提供源として、資本剰余金を減額する損益外のコスト等を損益計算書に注記することとしたもの。なお「行政サービス実施コスト計算書」は廃止する。